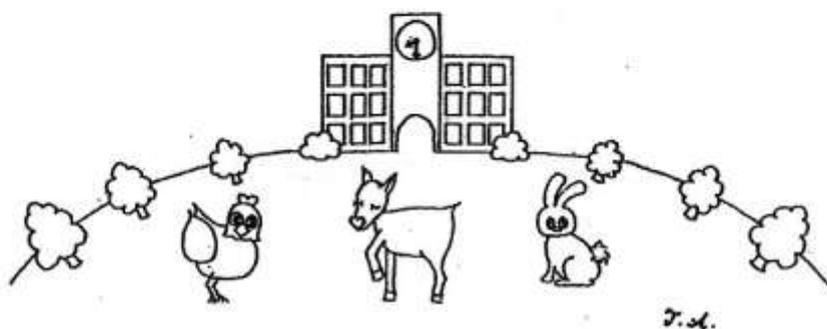




P T A 手帳



長岡第四小学校 P T A

長岡第四小学校
校歌

作詞 河原 寛
作曲 岡下 力

Allegretto ♩ = 108

か - の う え か ぜ は さ わ や か に
し - や ま に く も は な が れ て
は て し な く ゆ め は ひ ろ が る ぼ く た ら の の ゑ み は ひ と つ
あ か る い み ら い み ん な み ん な て と り あ っ て
あ か る い み ら い を ひ ら - こ う - よ

D.S.

長岡第四小学校
校歌

(一)

丘の上 風はさわやか
西山に 雲は流れて
はてしなく 夢はひろがる
ぼくたちの 望みは一つ
明るい未来
みんな みんな 手をとりあつて
明るい未来を ひらこうよ

(二)

ささの葉の 色はさみどり
友岡に 若草もえて
かぎりなく 胸はふくらむ
ぼくたちの 願いは一つ
世界の平和
みんな みんな 手をとりあつて
世界の平和を きずこうよ

(三)

学び舎に 光かがやき
歌声は 遠くひびいて
たくましく 深く正しく
ぼくたちは 学ぶ一すじ
真理の道を
みんな みんな 手をとりあつて
真理の道を 進もうよ

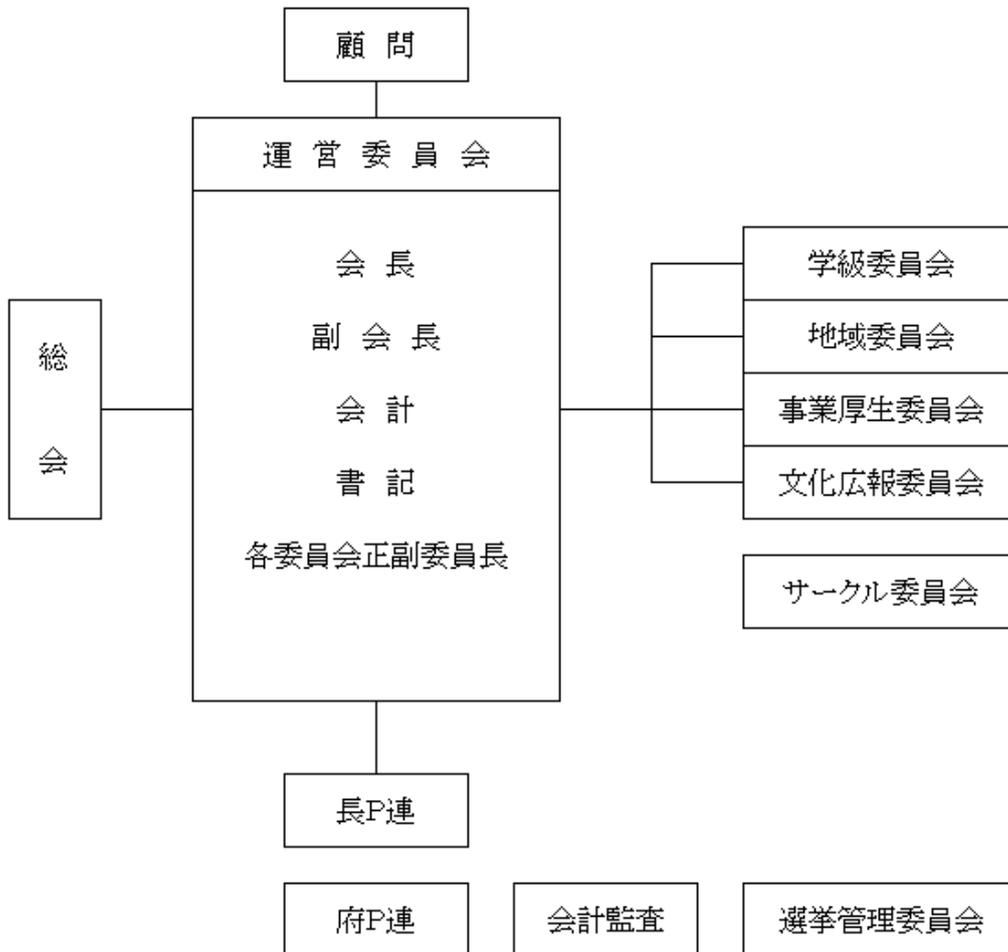
目 次

長岡第四小学校 校 歌

目 次

PTA活動組織図	-----	1
長岡第四小学校PTA会則	-----	2
役員の選出規定・委員の選出規定	-----	7
旅費・慶弔規定	-----	11
長岡京市社会教育活動安全基金について	-----	12
長岡第四小学校PTA個人情報取扱規則	-----	13

PTA 活動組織図



規 約

長岡第四小学校 PTA 会則

平成 2 年 5 月 18 日一部改正 平成 19 年 3 月 2 日一部改正 令和 7 年 4 月 1 日一部改正
平成 11 年 3 月 6 日一部改正 平成 22 年 5 月 22 日一部改正 令和 8 年 4 月 1 日一部改正
平成 13 年 5 月 19 日一部改正 平成 22 年 9 月 15 日一部改正
平成 18 年 3 月 3 日一部改正 令和 3 年 3 月 2 日一部改正

第1章 総 則

第1条 名 称

この会は、長岡第四小学校 PTA といひ、事務所を長岡第四小学校内におく。

第2条 組 織

1. 組織

この会は、長岡第四小学校の児童の保護者と、同校に勤務する教職員をもって組織する。

2. 会員

(1) 会員は、この会の目的とする事業に、積極的に参加すると共に、決議事項については、それに従わねばならない。

(2) この会の入会退会は、本人の自由意志によって決定される。

会員はすべての所定の会費を納めなければならない。

第3条 目 的

この会は、会員が協力して、学校教育の向上をはかり、児童の幸福な育成を助長すると共に、併せて会員の教養と親睦を深めることを目的とする。

第4条 事 業

この会は、第 3 条の目的を達成する為に、次の事業を行う。

1. 民主教育の理解を深め、教養を高める事業
2. 会員相互の健全な親睦を深める事業
3. 児童の教育環境をよくし、福祉を増進させる事業
4. 児童の心身の健康と安全を守る事業
5. その他目的達成に必要な事業

規 約

第2章 役 員

第5条 役 員

この会の役員は、次の通りとする。

会長 1名（保護者から）

副会長 若干名（保護者から）

書記 若干名（保護者と教員から）

会計 若干名（保護者と教員から）

会計監査 2名（保護者から）

但し、必要に応じ、書記・会計を増員、顧問をおくことができる。

第6条 役員を選出

役員を選出は、別に定める選出規定による。

第7条 任 期

1. 毎年4月1日から、翌年3月31日までの1ヶ年とする。

但し再任は防げない。

2. 補充による役員は、前任者の残任期間とする。

第8条 職 務

1. 会長 この会を代表し、会務をつかさどる。

2. 副会長 会長を補佐し、会長に事故ある時は、その代行をする。

3. 書記 この会の庶務をつかさどる。

4. 会計 この会の経理事務をつかさどる。

5. 会計監査 この会の会計事項を監査する。

規 約

第3章 委 員

第9条 委 員

次の委員をおく。

1. 学級委員 若干名
2. 地域委員 各地域の会員数に比例して、地域ごとに選出する。
3. 文化広報委員 若干名
4. 事業厚生委員 若干名

◎本会の運営に関し、必要に応じて特別委員会を置くことができる。

特別委員会は、運営委員会の承認を得て、会長が委嘱する。

第10条 各委員の選出および任期は、次の通りとする。

1. 各委員の選出は、別に定める選出規定による。
2. 各委員の任期は1ヶ年とするが、再任できる。

第11条 任 務

1. 学級委員は、学校の諸活動の中心となり、学校と家庭の相互理解を深め児童の生活環境の整備につとめる。
2. 地域委員は、その地域におけるこの会の事務を行うと共に、会員相互の親睦につとめ、地域における児童の交通安全と、適正な生活補導を行う。
3. 文化広報委員は、文化の向上をはかり、会員の教養を高める為の各種活動、並びに、会員相互の広報活動を行う。
4. 事業厚生委員は、会員相互の親睦をはかる諸活動と、学校給食、保健衛生に関する事業を行う。

規 約

第4章 会 議

第12条 総 会

1. この会の総会は、定例総会と臨時総会とする。

(1)定例総会は、年 2 回開き、次の事項を審議決定する。

①各年度の事業計画と、予算決算の承認

②役員選出と、委員の報告

③その他重要な事項

(2)臨時総会は、会長が必要と認めた時、又は、会員の3分の 1 以上の要求があった時、開かなければならない。

2. 総会は、会長が招集する。

3. 総会の議長、副議長は、出席会員の中から選出する。

4. 総会は、全会員の 2 分の 1(委任状を含む)以上の出席によって成立する。

5. 総会の議事は、出席者の過半数の賛否によって議決する。

但し、可否同数の時は、議長が決定する。

第13条 運営委員会

運営委員会は総会に次ぐ議決機関として、本会の目的を達成するため、必要な会務を審議し、決定する。

1. 運営委員会は、通常、学期 1 回開く。

2. 運営委員は、役員、学級、地域、文化広報、事業厚生等各正副委員長をもって組織する。

3. 会長は、必要に応じて、運営委員会を開くことができる。

第14条 本部役員および委員会

1. 本部委員会は、通常月 1 回とし、会長は必要に応じて開くことができる。

2. 本部役員会は、会長、副会長、会計、書記をもって組織する。

3. 各委員会は、通常月 1 回とし、委員長は必要に応じて開くことができる。

規 約

第5章 会 計

第15条 会費

1. この会の経費は、会費、事業収入、寄付金をもって支弁する。
2. この会の会費は、1 家庭 1 年間 3,000 円(前期 1,500 円、後期 1,500 円)とする。
期の途中の転入の場合、会費の引き落としは行わない。
期の途中の転出の場合、会費の月割り返金は行わない。

第16条 会計年度

この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第6章 会 則 変 更

第17条 会則の変更

この会の会則は、総会で、出席者の 3 分の 2 以上の賛成により変更することができる。

付則

- この会を運営する為の諸事項の内規は、別に定める。
- この会則は、平成 3 年 4 月 1 日から実施する。
- この会則は、平成 11 年 3 月 6 日から実施する。
- この会則は、平成 13 年 5 月 19 日から実施する。
- この会則は、平成 19 年 3 月 2 日から実施する。
- この会則は、平成 22 年 5 月 22 日から実施する。
- この会則は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。
- この会則は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。

役員 の 選 出 規 定

第1条 PTAの役員選挙は、この規定の定めるところによる。

第2条 年度の末期に、次年度の役員選挙を行う。

第3条 選挙権は、1家庭1票とする。

第4条 選挙は、下記の候補者について行う。

候補者とは、

1. 立候補者
2. 会員15名以上の推薦を受けた立候補者
3. 地域毎に選出された候補者

第5条 選挙管理委員は、会長が委嘱する。選挙管理委員長は互選する。

第6条 選挙管理委員会は、毎年1月に期間を定めて、立候補者の受付を行い、選挙の管理を行う。

第7条 立候補受付は、告示から締め切りまで7日間とする。

第8条 運営委員・地域委員は、毎年1月に、地域毎に候補者を選出する。但し、会員数に応じて地域割りをする。

第9条 候補者は、総会において、信任投票その他の方法で、承認を得なければならない。

第10条 役員は、一家一役とする。

第11条 この規定は、平成3年5月18日から実施する。

この規定は、平成11年3月6日から実施する。

規定の改正は、総会の議決を要する。

委員 の 選 出 規 定

第1条 学級委員・文化広報委員・事業厚生委員

1. 各学級において、学級委員1名・文化広報委員1名・事業厚生委員1名を民主的な方法で選出する。
2. 各委員は、一児童一委員を原則とする。
3. 新学期当初の夜、新学年クラスに集合する。
4. きょうだい関係は、上級生を優先する。
5. 立候補の受付は、当日行う。
6. 但し、本部役員経験者は翌年から5年間委員を辞退することができる。
7. 新学年クラスでの集合が難しい場合、公正で民主的な方法であれば、集会以外の選出方法でも承認される。

役員・委員の選出規定

第2条 地域委員

1. 原則として1年から5年までの会員の中から、各地域で民主的な方法で選出し、校外班ごとに1名を決定する。
2. 新年度地域委員の選出は、前年度末までに行う。
3. 但し、本部役員経験者は翌年から5年間委員を辞退することができる。

第3条 各委員会正副委員長

各委員会において、委員長1名・副委員長1名を選出する。

第4条 細則

この規定に細則を設ける。

(ア) 規定の第1条について、細則Ⅰ。

(イ) 規定の第3条について、細則Ⅱ。

第5条 規定の改正

この規定の改正は、運営委員会の承認を得て行う。

付則

この規定は、平成11年3月6日から実施する。

この規定は、平成14年3月2日から実施する。

この規定は、平成22年9月15日から実施する。

この規定は、令和7年4月1日から実施する。

この規定は、令和8年4月1日から実施する。

役員・委員の選出規定

本部役員及び各委員会の委員選出においては本部役員と学校の判断により、円滑な委員活動に著しく支障をきたすと判断された会員については、免除を認めるものとする。

この規定は平成27年2月28日から実施する。

※補足としてこの規定は役員の選出規定並びに委員の選出規定の共通規定とする。

細則 I 各学級における委員の選出

各学級での委員の選出は、新委員会で行う。

全員出席を原則とし、欠席する場合は委任状の提出を要する。

当日委任状の提出なく欠席した場合も出席したものとし、議決の一切は議長に一任される。

前年度学級委員が議長をつとめ、本部役員が立ち会う。ただし、1年の各学級については、本部役員が議長となる。

以下の項目に従い、各委員を選出する。

1. 出席者数、委任状提出者数の確認
2. 立候補者の受付、選出
 - (1)同一委員への立候補者が複数の場合、立候補者で互選する。
 - (2)立候補者が定数に満たない時は、委員経験のない者から選出する。
 - ◎委員に就けない場合は、出席者の承認を得なければならない。
 - (3)(2)で定数に満たないときは、委員経験者から選出する。
3. 新委員の承認
 - 出席者全員で新委員を承認する。

* 新年度の地域委員は、他の委員を兼任できるものとする。

但し、新年度の地域委員正副委員長は、これらの委員には選出されない。

《伝達事項》

- ・正副委員長決定会議の日程を新委員に報告する。
- ・新委員に下級生の児童がいる場合は、該当クラスにその全員の委員決定を報告する。

細則Ⅱ 各委員会正副委員長の選出

1. 学級・文化広報・事業厚生各委員会の正副委員長は、正副委員長決定会議で選出する。新委員全員の出席を原則とし、欠席の場合は委任状の提出を要する。当日委任状の提出なく欠席した場合も出席したものとし、議決の一切は議長に一任される。
前年度委員長が議長を務め、本部役員が立会う。

以下の項目に従い、委員長・副委員長を選出する。

(1)学級・文化広報・事業厚生委員会

委員会ごとに、委員全員の中から委員長・副委員長を決定する。

- ①立候補を優先し、ない場合は民主的な方法で選出する。
- ②役職に就けない場合は、出席者の承認を得なければならない。

2. 地域委員会正副委員長は、前年度末までに選出する。
新委員全員の出席を原則とし、欠席の場合は委任状の提出を要する。当日委任状の提出なく欠席した場合も出席したものとし、議決の一切は議長に一任される。
前年度委員長が議長を務め、本部役員が立ち会う。選出方法は前項(1)の①②に準ずる。

※各委員会正副委員長および学年長経験者は、正副委員長および学年長を辞退することができる。

《伝達事項》

- ・各委員会は、第1回運営委員会までにスローガンを考え、事業計画を作成する。

旅費・慶弔規定

1. 旅費規定

(1) 交通費は、実費を支給する。その他の諸費については、会長・学校長にて協議決定し、運営委員会に報告する。

2. 慶弔規定

(1) 職員が結婚した時は、3,000 円を贈る。

(2) 職員の転退職の場合、3,000 円を贈る。

(3) 職員が 30 日以上、病気の為欠勤した時は、3,000 円を贈る。

(4) 会員が死亡した時は、5,000 円供える。

(5) 児童が死亡した時は、5,000 円供える。

(6) 火災見舞金は、3,000 円とする。

(7) その他の慶弔に関し、必要ある時は、会長・学校長にて協議決定し、運営委員会に報告する。

安全基金

長岡京市社会教育活動安全基金について

趣旨

長岡京市社会教育活動安全基金の設置に関する規程に基づき、事故見舞金(以下「見舞金」という)の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

対象

加入団体(長岡京市PTA連絡協議会)の主催、共催する行事で、予め報告された行事に参加した者が、その活動中に生じた事故によって傷害等を被った場合。

尚、社会教育活動安全基金の内容については、長岡京市のホームページをご覧ください。

長岡京市社会教育活動安全基金：<https://www.city.nagaokakyo.lg.jp/0000005167.html>

対象行事

1. 研修会、見学旅行
2. 講演会、勉強会
3. 環境設備作業、手伝い
4. 運動会、スポーツ
5. 役員、委員活動
6. サークル活動、その他 PTA 行事

申請手続

見舞金を受けようとする者は、事故発生後 7 日以内に事故報告書を、又治癒後すみやかに事故見舞金支給請求書に関係書類を添えて、各所属する団体の長を通じ運営委員会に提出しなければならない。

事故の日から起算して、180 日が過ぎても事故見舞金支給請求書の提出がない場合は、運営委員会の議決によって事故報告書が提出されなかったものとみなす。

※PTA 行事を行う場合は、事前に必ず会長又は本部役員に連絡し、不幸にして事故発生の場合は早急に会長に報告してください。

長岡第四小学校 PTA 個人情報取扱規則

(目的)

第 1 条 長岡第四小学校 PTA(以下、「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース(以下、単に「個人情報データベース」という。)の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第 2 条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第 3 条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA 会長とする。

(取扱者)

第 4 条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA 本部役員及び各委員とする。(秘密保持義務)

第 5 条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(適正な取得)

第 6 条 本会は、個人情報を取得するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを取得する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第 7 条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

1. 会費集金、管理、その他の文書の送付
2. 会員名簿、委員会名簿、その他 PTA 活動における各種名簿の作成
3. 委員の選出並びに PTA 本部役員等の推薦活動

(利用目的による制限)

第 8 条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第 9 条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第 10 条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第 11 条 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 12 条 個人情報を第三者(第 11 条第 1 号から第 4 号の場合及び府、市役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 提供する対象者の氏名
3. 提供する情報の項目
4. 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 13 条 第三者(第 11 条第 1 号から第 4 号の場合及び府、市役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 第三者が個人情報を取得した経緯
3. 提供を受ける対象者の氏名
4. 提供を受ける情報の項目
5. 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第 14 条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第 15 条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第 16 条 本会は、PTA 役員及び各委員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第 17 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第 18 条 本会の「長岡第四小学校 PTA 個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則

本規則は、平成31年3月1日より施行する。

本規則は、令和8年4月1日より施行する。

長四音頭

はずんで明るく

作詞・作曲 塩見 幸夫

さ い た さ い た よ つ つ じー の は な が
は る の に し や ま な が お か に (ソレ)
み ん な り な り て と て そ つ な ぎ
シャン シャン て びょう し か お り も た か く
な が よ ん お ん ど て ひ と お - ど -

長四音頭

作詞・作曲 塩見幸夫

- 一、 咲いた咲いたよ つつじの花が
春の西山 長岡に ソレ
みんな輪になり 手と手をつなぎ
シャンシャン手拍子 香りも高く
長四音頭で ひと踊り
- 二、 のびたのびたよ 緑の竹が
夏の西山 長岡に ソレ
みんな輪になり 手と手をつなぎ
シャンシャン手拍子 心もはずむ
長四音頭で ひと踊り
- 三、 もえたもえたよ もみじの色が
秋の西山 長岡に ソレ
みんな輪になり 手と手をつなぎ
シャンシャン手拍子 歌声そろえ
長四音頭で ひと踊り
- 四、 ちらりほらりと 小雪が舞うよ
冬の西山 長岡に ソレ
みんな輪になり 手と手をつなぎ
シャンシャン手拍子 足どり軽く
長四音頭で ひと踊り
- 五、 そろたそろたよ 心がそろた
四季の西山 長岡に ソレ
みんな輪になり 手と手をつなぎ
シャンシャン手拍子 明るい笑顔
長四音頭で ひと踊り

令和8年4月

編集 長岡京市立長岡第四小学校 PTA

発行 長岡京市友岡1丁目2番4号

TEL 953-4004 FAX 953-1498